

「場功」から「山林藪沢の利」へ ——西周畿内の力役不足と課役管理の発展——

于 薇

はじめに

先秦における数多くの経済活動に関する研究は、概ね2つの潮流に集約できる。1つは経済学からの解釈である。この潮流における研究は、古代の経済活動の始まりに注目し、経済学の用語を用いて中国の伝世文献に現れる名詞を解釈しようと試みてきた。例えば、宮崎市定は「古代支那賦税制度」の中で、賦役の草創期を以下のように述べている⁽¹⁾。

力役から最初に分れ出たのは租であり、力役に服する代りに穀物を取める事が認められ此に第1の賦税が生じた。之と共に人民の地位が向上して兵役に服することとなった。之には武器調達負担が加わるが、やがて兵役の免除と共に、之が新なる賦斂として更に物質的な第2の賦税が生じた。併し之で全然力役が免除された訳でなく……一般農民の直接の負担としては以上の三者が主であるが、之外に山沢林野の雑税、及び関市の税があつて、之は結局消費税として、間接に一般人民の上に掛つて来るものである。それは一歩進めば直ちに塩鉄などの専売となつて厳然たる間接税となるは見易き推移であつた。

この論述において宮崎は、「第1の賦税」、「第2の賦税」、「消費税」、「間接税の推移」をもって、伝世文献にある「租」、「軍賦」（即ち上述の「武器調達負担」）、「山林藪沢の利」⁽²⁾（即ち上述の「山沢林野の雑税、及び関市の税」）、「筥塩鉄」（即ち上述の「塩鉄などの専売」）に対応させ、「物質」の徴発が次第に「力役」に取って代わる過程を描いた。この指摘は、賦役の起源を論ずる上で非常に価値がある。

もう1つの潮流は、経学訓詁の伝統に従い、考証学の視点から経済活動に関する内容に解釈を加えるものである。こうした研究の主たる成果は、単字に附された音韻・訓詁である。先秦の伝世文献における経済関連の内容は規模において後世に遠く及ばないが、歴代の学者はそれらを考証し、膨大な注釈を附けた。例えば、『尚書』「禹貢」に表れる九州の田の等級、税、貢や五服の賦、役などには全て複雑な注釈が存在している。この潮流における研究の価値は、古代経済制度における諸概念の原義及び時代の推移に伴う字義の変化を理解できるようにしたことにある。

王朝国家の経済問題においては人と土地との関係が最も基本であり、先述した2つの潮流における研究成果を結びつける上で最も重要な結節点である。また、「役」は人と土地との関係を表す最も基本的な事象の1つである。封建君主の属民、国家の編戸を問わず、いずれも土地での労働を通じて統治者との関係を築いた。まさに「丁有らば必ず役有り」なのである。この点において、两周の封建制期と秦漢以降の郡県制期との間に本質的な差はなかった。「役」という概念は戦国時代以降多用されるようになるが、「夫」「田」「税」「賦」「貢」「征」「納」などの課役制度

に密接に関連する用語は、戦国時代以前の文献にすでに存在していた⁽³⁾。前に触れた『尚書』「禹貢」のほか、『孟子』「滕文公・上」でも「井田」「圭田」「国」「野」「貢」「徹」など課役制度に密接に関わる内容が確認できる。また、『周礼』「地官」諸篇は西周の土地や賦税、人民を掌る諸官職を記しており、『春秋』や『春秋左氏伝』などにある「初税畝」「作丘甲」「作州兵」といった数次にわたる制度改革の内容も、課役制度の発展に関わる記録である。「役」の問題を手がかりに、後世の注疏における文字考証の成果を踏また上で經典にある語句を経済用語として分析しつつ、テキストの形成期における制度の基本的特徴に対する理解と結合させることにより、先秦時代の経済問題についての認識を深められるであろう。

以上の問題意識を受け、本稿は地種の角度から先秦時代の「力役」問題を討論せんとするものである。斯波義信編著『中国社会経済史用語解』の説明に拠れば、「力役」とは「民衆を徴発して労働に服させる言葉として古来、官庁への労働奉仕・辺戌・兵役の意で用いられ」ていた⁽⁴⁾。後世の「力役」は、「賦」や「税」に対して、専ら官府や地域社会、軍隊などにおける奉仕に必要な各種労力の提供を指した。そのうちの重要なものに「雑役」があった。「雑役」とは、宋代以降の役法においてしばしば使われた用語であり、「明代の里甲正役以外の雑役も次第に荷重となり、力役に近くなり」と説明されているように⁽⁵⁾、正役の役目以外の、労働力を提供する「力役」の形式で政府に提供する労働奉仕であった。このような役は漢代には「雑任」と、唐代には「雑徭」と呼ばれた。唐代以降、各種の雑役は次第に正役の役目に組み込まれ、その後布納、錢納或いは銀納へと変化したものの、新たな「雑徭」や「雑役」が依然として「力役」という形式で現れた。その原因を考えてみると、実際の人力は社会の運営にとって代替できないものであり、あるサービスが一旦役目の1つとなると、奉仕の時間は限定された。そして、王朝の事務が時間の経過とともに増加していくと規模が拡大するばかりでなく新たな需要も出現したため、力役不足が問題となった。このようにして、新たなサービスの需要が自然と生まれ、正役の名目の外に存在する「雑役」となったのである。斯波義信編著『中国社会経済史用語解』の解説に拠れば、力役の内容は「先秦では征役・征・力政・政・夫布」であったが⁽⁶⁾、実際には、それらに留まらなかった。西周において、「力役」は一切の奉仕の内容を包括し、後世の田税もまた公田服役の形式で行われた。

西周において力役不足の解決は農地労働に対する「隠占」（密かに占有すること）に依拠し、雑役における初期の役目の起源もまた、農地の名目が分化したことに伴って現れた。つまり、役法が発生した段階においては農地や農地労働、力役との間には直接的な関係があったのである。「農地」は先秦の力役を理解する際の重要な視角であり、力役の研究は「農地」の構成のもとで分析されるべきであり、制度を議論する際に異なる話題として区別されるものではない。惜しむらくは、かような視角からの研究は十分に展開されてこなかった。1910年代に、加藤繁は『支那古田制研究』の冒頭において田塊公有問題を議論するのと同時に、関連して公田共同労働の問題を議論した⁽⁷⁾。しかしながら、後の日中両国の学者は次第に社会形態の境界を定めることを目標とする「労役地租」問題の議論へと進んだ。1960年代には増淵龍夫が『中国古代の社会と国家』第3篇「古代専制主義の成立とその経済的基盤」に収録された「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」「先秦時代の困とその経済的意味」「山林藪沢の開墾と公田の設置」の諸章において、帝室財政の重要な基礎としての山林藪沢からの収入が、当初は雑役の形態で存在したことを議論した⁽⁸⁾。増淵の議論は、地種、力役、王朝財政を関連させて議論する比較的初期の試みであったが、その

後、増淵の議論を直接継承した研究は現れなかった。

西周の課役制度と課役管理は、華夏地区の社会生産における労働力編成を最初に形作ったものであり、経済史研究におけるもっとも基礎的な課題である。「貢」「助」「徹」「井田」「国野」など、経典中の概念の原義を追究することではじめて、各時代におけるこれらの重要概念の経済的意味が理解できる。従来、周代の経済問題についての研究は基本的に春秋魯の「初税畝」から出発していた。また、「初税畝」改革を行った理由について、一般的には公田の生産効率の低下、つまり農地での力役が以前のように機能しなくなったためと解釈されている。しかし、早期の国家による社会の富の収奪は「力役」を主としたため、これは明らかに課役制度の問題である。「初税畝」を研究する際には「現物」だけでなく「力役」にも注目すべきであり、また周代経済史研究においては「役」の運用形態の綿密な分析へと回帰する必要がある。

西周経済史研究において後世の国家の課役制度に対応しているのは、諸侯国の課役管理ではなく、王畿即ち周王直轄地の課役管理である。王畿において最も日常的な労働の場は農地であったため、王畿における課役管理の研究はまず農地に着目すべきである。労働量の点から見ると、一般の農地の管理が占用する労力は固定的であり、所要時間も限られていたため、農地の「労役」には一定の制度規定があった。一方で、王室のその他の需要、つまり王家への各種奉仕や封建体制下における王朝各機関の運営を維持する諸般の「雑役」は測りがたい。これらの需要は王朝を維持する上で必要不可欠であり、これらが欠けると王室の体裁が維持できなくなってしまうことになった。そのため、雑役の需要をいかに解決したのかは周王室の課役管理を理解する鍵であり、後世歴代の課役制度を研究する際にも重視すべき課題である。興味深いことに、課役管理の草創期に地目の区分と雑役負担との間に奇妙な内在関係が存在していた。西周王室直領では雑事と農事が混在し、役は労働内容ではなく、地目によって区分された。この課役管理は非常に独特であったが、当時の時代情況に合致していた。

以下本稿では、まず王畿の地目を考察し、新出の金文資料の読解と結合させることで、士と庶人を管理する官員や、課役管理と力役負担の変化の推移などの問題を分析する。その上で、西周が地目による力役調整を通して雑役の問題を解決したことを明らかにし、中国王朝における課役管理の最初の形態を解明する。これにより、経済史の観点から西周後期の一大事件である「国人暴動」が起きた経済的背景、ひいては西周後期の課役管理が国家政治に及ぼした巨大な影響を明らかにする。

1 西周王畿の土地区分の細分化現象

西周王畿の範囲は現代の行政区画で言えば、陝西省の宝鸡市岐山県と扶風県から咸陽市や西安市にかけての「宗周」と、河南省洛陽市周辺「成周」という2つの地域からなっていた。また、宗周は、秦の時代には「内史」と呼ばれ、漢代には京兆尹、左馮翊、右扶風の3郡が置かれた。周人は殷を滅ぼした時には「小邦周」と自称しており、豊京・鎬京から周原までの渭河平原の狭隘な地を領有するのみであった。その後、洛陽で新都の成周を築いたが、王室と周族の人々は依然として宗周で生活していたため、周の初期においては西部の旧領地が王畿経済の主体であった。渭河平原は関中平原とも称され、平坦な黄土の地は農耕に適しており、五穀を栽培する農田が最も多かった。三季を農作業にあて、一季を兵役にあてる周人の形態は、農耕民族の生活様式に一

致していた。

王畿の大部分は周王の直轄地であり、人も土地もみな天子に属していた。西周の275年間において、王室の需要には有形の現物と無形の労役の2種類があり、現物と労役のいずれも畿内の民の労力を必要とした。これが「役」である。同時に、周王室の政治規範は「礼」であった。周礼の規定によると「国の大事、祀と戎に在り」というのが、民を徴発する基本原則であった。祭祀と軍事以外で民の労力と財産を徴発することは、厳格に言えば、いずれも礼にもとる行為であり、重大な過ちであった。民力を濫りに徴発できない以上、より多く徴発するには非公式の手段を採るしかなかった。祭祀と軍事以外では、通常の農作業が民力を徴発するための最も直接的な名目であった。しかし、いかにして多く民力を徴発するかの具体的な方法は状況によって異なっており不明瞭であった。そして文献の記載中からも窺いしれない。しかし、王室の力役に対する需要は、常に必要であった上に日増しに増加したため、この点の考察について全く手がかりがないことはありえない。地目が異なれば作物は同じではなく、栽培方法も異なるため、労働強度もまた同一ではなかった。このことは、労働強度が大きいか、もしくは労働時間が長い地目であるということをお口に、より多く徴発して、その一部を「隠占」という異なる徴発方法の可能性を生み出した。

(1) 地目1——場

文献が示すように、西周王畿の土地は詳細に分類されていた。例えば、『詩経』「小雅信南山」の「中田に廬有り、疆場に瓜有り」という句には「田」と「場」が記されており、『詩経』「豳風七月」の「九月に場を圃に築く」という句には「場」と「圃」が見られる。これらはいずれも王畿農田の中の異なる地目である。中でも本稿では『詩経』「豳風七月」の詩に言及される「場」を重点的に考察する。金文史料のうち、「場」という字が確認できるのは3例であり、それぞれ同簋、南宮柳鼎、率鼎の銘文である⁽⁹⁾。そのうち、同簋は西周中期の器で、銘文は以下の通りである。

これ
隹十又二月初吉丁丑、王、宗周に在り。大廟に格る。榮伯、同を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、同に命ず。吳大父を左右けて、場の林・虞・牧を司めよ。渡より東して河に至り、渡より東して河に至り、卒の逆は玄水に至る。世孫々子々、吳大父を左右けよ。(『集成』4271)

また、南宮柳鼎は周の夷王の時代の器で、銘文は以下の通りである。

これ
隹王の五月初吉甲寅、王、康廟に在り。武公、南宮柳を右け、位に中廷に即き、北嚮す。王、作冊尹を呼び、柳に冊命せしむ。六師の牧・場・虞・□を司め、義夷の場・甸・史を司めよ。なんじ
女に赤市・幽黄・攸勒を令うと。(『集成』2805)

同簋の銘文に見られる「場」は、「自渡東至於河、卒逆至於玄水」と描写される場所に位置し、3本の河に挟まれていた。南宮柳鼎には2箇所の「場」が見え、1つが「六師」場、もう1つが「義夷」場である。そのうち「六師」は西周の文献に類出し、一般的に宗周における天子直属の軍隊を指し、「西六師」とも呼ばれた。もう1つの天子直属の軍隊「成周八師」とともに東西の

王畿に分かれて駐在していた。南宮柳鼎の銘文に記された「六師牧、場」という表現から見ると、「六師」とは編成された軍隊というだけでなく、同時に特定の土地を指すこともあったようである。そうでなければ、牧や場があるはずがない。「六師」のこの性質は、周の課役制度を理解する上で非常に重要である。この点については後に詳述する。もう1つの「義夷」も地名であるはずであり、地域名もしくは都市名であった可能性がある。

「場」に触れている3番目の銘文は率鼎のものであり、これは香港のオークション会社による2016年春季の競売において新たに出品されたもので、年代は西周中期である。銘文は以下の通りである⁽¹⁰⁾。

王、率に命じて玄市、金車、旂を賧^{たま}い、用て寺旨易（陽）の人を司めよ。

銘文中で、器の主が拝命したのは「寺旨易（陽）人」であり、銘文にある「易（陽）」という字は同簋、南宮柳鼎と共通している。いずれも「易（陽）」と記されている。用例から見ると、「司寺旨易（陽）人」は南宮柳鼎の「司義夷易（場）佃事」に相当する。一方が一地方（または一邑）のある仕事の長官を務めるという意味で、もう一方が一地方（または一邑）のある仕事を司るという意味である。「寺旨易」と「義夷易」はいずれも「一地方（または一邑）のある仕事」を指している。ある研究者は「同簋と南宮柳鼎はともに周王が同と柳に命じて易（または陽）を司らせたことを述べており、易とは場人のことである」と指摘する⁽¹¹⁾。よって、率鼎の「寺旨陽人」も「寺旨場人」を意味するはずである。3つの金文を併せみれば、西周に「場」と呼ばれる地目が存在したことがわかる。率鼎の「寺旨」と南宮柳鼎の「義夷」が具体的にどこを示すのか確定できないが、「六師」が王畿にあった以上、その「場」もまた王畿にあったに違いない。

「場」の状況については、その管理者の記述から理解できる。率鼎の銘文には「場人」とあり、『周礼』にもこの官の記載がある。『周礼』「地官場人」には次のようにある。

場人、国の場圃を掌りて、之に果蓏、珍異の物を樹え、時を以て斂めて之を蔵す。

「場人」が「場圃」を掌るとは、「場人」が場地の主管者であるということであり、その官の任務は場圃を治め、「果蓏^{から}」（果実）を栽培することであった。つまり、場圃の地目で栽培されるものは「果蓏」であったのである。しかし、この場人が掌ったのは「場圃」であり、単に「場」のみを掌ったわけではない。『説文解字』「土部」には「場」の3つの意味が記されている。

神を祭る道也。一に田の耕さざるを曰い、一に穀を治むの田を曰う也。

3つの史料は、いずれも「場」が果蓏を栽培する土地であるとは明言していない。「神を祭る道」という解釈の初出は『爾雅』より遡ることはなく、後発に属し、西周時代の「場」の意味とは関係が薄いと見るべきである。残りの「田の耕さざる」と「穀を治むの田」は、いずれも「田」と述べているが、意味は正反対である。この点については孫詒讓が整然と論じている。孫は、2種の「場」が存在し、1つが園地で、もう1つが「田首」とであると解釈する⁽¹²⁾。

賈は叙官の註の義に拠る也。凡そ園地、種うる時なれば則ち園と為り、收刈の後なれば場と為る。田首の場圃と異なる。叙官及び載師の疏に詳らかたり。

孫詒讓のいう「園地」は「田の耕さざる」の「場」であり、専用の場である。「穀を治むの田」の「場」とは、即ち楊倞が『荀子』で注釈するところの「稼穡を治むるを場と曰う」のであり、「田首の場圃」、つまり農田の畦の両端であり、専用の場ではない。畦の両端が「場」と呼ばれたのは、この土地が穀物を栽培せず物置きとすることができ、専用の物置場である「場」の機能と類似していたためであった。ここで注目すべきは、「田の耕さざる」にせよ、「穀を治むの田」にせよ、「場」がいずれも「田」の1種だということである。いわゆる「耕さざる」とは、穀物を栽培しないというだけであり、荒地という意味ではない。しかし、「場」は普通の「田」と機能が異なるため、単独で1つの地目となった。

(2) 地目2——圃

「場」と並列される「圃」について、文献では2つの解釈がある。第1は、毛伝と鄭箋を代表とする解釈である。「場」と「圃」は同じ土地を指すが、春夏に野菜を栽培する際には「圃」となり、秋冬に穀物などを積み上げた際には「場」となるという見方である。第2は、『詩経』「豳風・七月」の孔穎達疏を代表とする解釈である。果物を栽培すれば「圃」と称し、穀物を積み上げれば「場」である。つまり、「場」と「圃」とはそれぞれ不耕の田の中における別分類であるとする考え方である。鄭玄は『周礼』「載師」に注釈して「果蓏を樹うるを圃と曰う」と述べる。『国語』「周語・中」には単襄公の語として次のように記される⁽¹³⁾。

其の時儻に曰く、^{なんじ}而の場功を収め、^{ほんきよく、そな}而の畚梲を待えよ。宮室の中する、土功其れ始まり、火の初めて見ゆる、司里に期せよ、と。此れ先王の財賄を用いずして、広く徳を天下に施す所以の者なり。

ここから現物の貯蔵保管が「場」の重要な役割であったことがわかる。「場」は穀物などの置き場で、「圃」は野菜や樹木などを栽培する土地であった。

「圃」もまた非常に重要な地目であった。『周礼』「地官閭師」には閭師の職について以下の記述がある。

凡そ民に任ず。農に任じ耕事を以て九穀を貢がしむ。圃に任じ樹事を以て草木を貢がしむ。工に任じ飭材事を以て器物を貢がしむ。商に任じ市事を以て貨賄を貢がしむ。牧に任じ畜事を以て鳥獸を貢がしむ。嬪に任じ女事を以て布帛を貢がしむ。衡に任じ山事を以て其の物を貢がしむ。虞に任じて沢事を以て其の物を貢がしむ。

「凡そ民に任ず」と言うは、万民を任使して、貢を出さしむるを謂う」という賈公彦の疏によると、「任」とは課役のことであった。『周礼』「地官閭師」の当該部分は畿内の力役分職の最もまとまった記載である。この内容からもわかるように、畿内の役事の種類は概ね労働の地目や区域と関係していた。なかでも史料の筆頭に挙げられる「農」と第2の「圃」は基本的に最も主要な生産用

地であった。閭師が「任民」つまり課役する際には、「樹事」を課す「圃」が「耕事」を課す「農」と区別され、畿内の課役を供給する重要地となった。

(3) 地目3——園

文献中で常に「場」「圃」と並んで挙げられるものに「園」がある。もともと「園」は、「圃」の周縁の垣根を指していた。例えば、『周礼』「地官載師」にある「場圃を以て園地に任ず」に附された鄭玄注には以下のようにある。

圃、果蓏の属を樹え、季秋に中に場を為す。圃に樊す之を園と謂う。

つまり、「圃」に付けた垣根を「園」と称したのである。また、『詩経』「豳風七月」の「九月に場を圃に築く」に対する鄭箋「夏春に圃と為し、秋冬に場と為す」について、孔穎達疏に次のようにある。

園なる者、外畔藩籬の名。其の内の地、菜果を種樹すれば則ち之を圃と謂い、禾稼を蹂踐すれば之を場と謂う。

後に、「園」は次第に「場」と「圃」から分離し、一種の専用地の名称になった。孫詒讓は『周礼正義』において「其の地郭門の内に在り、凡そ蔬菜、麻桑、果木の以て食用に共するを種樹する者、咸な是に萃まる」と指摘し⁽¹⁴⁾、果物、麻や野菜を栽培する地とみなした。林耀曾は『周礼』「九職」にある「園圃」の任を論じた際、次のように明確に示した。「園圃は、野菜や果物などを栽培する専用地で、専門の人間が生産にあたった。これは、一般の農家が家屋の近くで副業として野菜を栽培するのとは関係が無い。……園圃は城外郭内に位置し、『載師』に『場圃を以て園地に任ず』とあるのはこのことである。場人がこれを掌り、徴発の責任を担った」と⁽¹⁵⁾。つまり、氏は「園」と「圃」はいずれも特定の農作物を栽培する土地で、場人の管理を受けると考えたのである。

「場」地のほかに「園」・「圃」があり、この3種の地目はそれぞれ物置き場や栽培に使われたり、細部に違いがあったものの、いずれも場人の管理を受けた。五穀の栽培はしないものの、広義ではいずれも農地の一種であったといえる。また周懿王期の免簠の銘文は林、虞、牧などの地にも触れている。

^{これ} 佳三月既生霸乙卯、王、周に在り。免に命じて司土と作し、鄭還の林と虞と牧とを司めしむ。織衣・鑿を賜う。王の休に對揚して、用て旅鬻彝を作る。免其れ万年まで、永く宝用せん。(『集成』4246)

免という人物を司徒に任命し、「奠(甸)園」内の林、虞、牧を掌らせるという内容である。後にまた触れるように、伝世文献によると、畿内には周王直轄の「甸地」があり、「甸」内に「園」があった。林、虞、牧はこの「園」の中にあった。南宮柳鼎の銘文中にも「牧」、「場」と並記されていることから、「牧」の地目は「場」と類似していたに違いなく、「林」と「虞」の性質もま

た「牧」と類似していた。しかし、「圃」と「園」がいずれも「場人」に管理されていたのと異なり、『周礼』と金文資料によると「林」「虞」「牧」にはいずれも専任の管理官員がおり、分類上「田」と同格であり、畿内において農田以外のその他の地目に属していたことがわかる。

(4) 地目の官職による生産の組織

王畿の地目は複雑であり、対応する官職が生産を組織する必要があった。前述したように、場には「場人」がいた。金文資料によると、場人の日常の職務内容は多く、甸師や委人と共同で職務を行った。孫詒讓は『周礼』「場人」に関して記した『周礼正義』でこの点を指摘する⁽¹⁶⁾。

〔場人〕此の官郭内場圃の疏材を樹うるを掌り、甸師と与に四郊の果藪を共え、委人は六遂以外の疏材を斂む。職掌皆な互いに相い備うる也。

甸師は場人とともに四郊の野菜や果物を管理していた。『周礼』「天官甸師」には甸師の官について以下のように記す。

掌るに其の属を帥いて王藉を耕耨し、時を以て之を入れ、以て壺盛そなに共う。祭祀なれば蕭茅を共う。野の果藪の薦を共う。喪事なれば、王に代わりて胄裁を受く。王の同姓阜有らば、則ち焉これに死刑す。其の徒を帥い薪蒸を以て外内饗の事に役す。

甸師が野菜と果物を供給したのは、甸師が「帥其属而耕耨王藉」（部下を率いて王の藉田を耕すこと）を掌り、藉田の生産物を王室に供給していたためである。委人が六遂以外の現物を徴収したことについては後述する。場人が甸師と共同で職務を行ったのは、両者の職務がともに甸地と関連していたためである。これについて林耀曾は「天官の甸師もまた祭祀用の茅や野の果藪を上納したのは、甸師が部下を率いて王の藉田を耕したためである。王の籍田は遠郊にあった。そのため、農地の生産物を王家に上納しただけで、民から徴発したのではない」と指摘した⁽¹⁷⁾。場人の貢納品の産地と甸人が耕した土地はともに甸地に属していた。

「甸」字の訓詁で最もよく見られるのは「甸畿」、次いで「王田」であり、いずれも天子の田を指す。つまり本稿が目する王畿の農田である。これらの田は穀物を納める以外に、賦も存在し、四丘六十四井を単位として兵車を供出していた。天子の田でありながら兵車も出す地域については、周の諸制度に明確な記載はない。しかし、周代には兵農兼業の人が存在していた。いわゆる「古者兵農合一いにしえ」である。西周時代の基本的な身分は農民であり、特権身分として軍士がいた。賦は軍事のために用いられるものであり、宗周・成周を中心とする地域、具体的には畿内限定であり、賦を供出する地域が即ち軍士の地であった。兵役に服し賦を供出するのは国人であり、そのため、甸は周王の重要な財源地であると同時に、国人が生活する主要地域でもあった。

南宮柳鼎の銘文は「六師」だけではなく、さらに「甸」と「場」にも触れている。

王、作册尹を呼び、柳に册命せしむ。六師の牧・場・虞・□を司め、羲夷の場・佃・史を司めよ。女に赤市・幽黄・攸勒を令うと。

銘文中の「佃」は「甸」と解釈するべきである。李学勤も、「金文に見られる一部の『奠』は传世文献の『甸』字と通用する。金文に見られる周の恭王・懿王・孝王期の成周付近の『奠』はおそらく传世文献中の甸地である」と指摘する⁽¹⁸⁾。つまり、王都である宗周と成周の付近には甸地があった。銘文中では「場」と「甸」が並んで挙げられており、両者には関係があったはずである。南宮柳は「六師牧、場」を掌ると同時に、羲夷の「場、甸」の職事も兼ねていた。このうちいくつかの土地が隣接、共通もしくは共同作業の場所であったと考えてよいだろう。

場人は甸地以外に、畿内における別の地目である「園」も掌っていた。孫詒讓は場人が園地をも掌っていたことについて次のように述べる⁽¹⁹⁾。

閭師は九職の貢を総掌し、場人は則ち園地を掌るの専官たり。草木の貢、当に閭師法を以て場人をして之を斂めしむるべし、場人唯だ其の祭祀、喪紀、賓客の物を掌るのみに非ざる也。

これは、閭師がなぜ果物の上納を掌ったのかを説明した内容である。つまり、閭師が果物の上納を掌ったのは、九職全般の貢納を掌るからであり、果物を産出する園地を管轄していたためではない。園地の草木関係の事務はすべて場人が管理しており、言い換えれば園地の五穀や農作物以外の生産栽培は場人の管轄であった。

松井嘉徳は園地について、「奠には周王の直轄領と考えられる奠還が存在」したとし、天子直轄の地であったことを指摘する⁽²⁰⁾。また、園地は軍事的性格をもつ経済実体であり、「奠還、豊還の構造や当時の軍が経済的基盤までを含んだ組織であったことを考えれば、それぞれが王朝の経済的単位となっていたと位置づけることも可能であろう」と述べる⁽²¹⁾。畿内における園の具体的分布は不明な点も多いが、松井の考察によって、軍組織と経済実体としての園の性格が明らかになった。畿内で最も重要な軍隊は、周王の「六師」と「八師」であった。これらは天子直属の部隊であり、天子直属の農民でもあった。次に、王畿の経済運営における場人の役割を考察するため、盞方尊（ほかに同じ銘文の方彝も存在する）の銘文を記す。

唯八月初吉、王、周廟に格る。穆公、盞を右けて中廷に立ち、北嚮す。王、尹に册命し、盞に赤市・幽宄・攸勤を賜わしむ。曰く、用て六師・王行の参有司である司土・司馬・司工を司めよと。王、盞に命じて曰く、六師およ及び八師の藝を司めよと。盞、拜して稽首し、敢て王の休に対揚して、用て朕文祖益公の宝尊彝を作る。（『集成』6013）

陳夢家によると、盞方尊は西周中期前半の恭王期の器であり⁽²²⁾、年代上は率鼎に接続するものである。

盞方尊の銘文によると、盞という人物が王命を受けて六師と八師の「藝」を掌った。「藝」について、『説文解字』は「種うる也」と解釈する。段玉裁はこれに「齊風毛伝に曰く、蓺猶お樹うるがごときなり。樹、種義同じ」⁽²³⁾と注釈した。つまり、「藝」は栽培の意味である。『詩経』「小雅楚茨」にも「我黍稷を蓺ゆ」とあり、作物を栽培することを指した。明らかに、六師、八師と王行はそれぞれ一地域とみなされ、徒、馬、工など各種事務を掌ったが、最も重要なのは栽培の仕事であった。また、栽培の対象は1つだけではなく、異なる地目ではいずれも相応の作物が存在した。栽培の仕事は各種異なったため、司徒の配下に場、林、虞、牧の諸官を設けて個別に管

理する必要があった。しかし、具体的に管理を行った職官が何であれ、そこで労作し、力役を提供したのは、いずれも六師軍隊に所属する国人であった。

2 西周前期の「場功」を名目とした力役隠占

(1) 周王室による課役管理の理念

力役を直接供給したのは人であるため、王室の経済規模は戸口の規模と直結した。しかし、畿内のすべてが王室の直轄地というわけではなく、周王は卿や大夫の領民に課役することはできなかった。それゆえ、周王直属の軍隊のみが王室の直接支配できた戸口ということになる。現在分かる限りでは、西周天子の軍隊には六師、八師、虎賁と王行があった。また、『周礼』には一軍の人数は12,500人と記載されるが、これは車兵の編制だろう。竹添光鴻は朱大韶の観点を引用し、車兵と歩兵の一軍の兵数は同じであり、ただ兵制において行軍、交戦時の編制が異なるだけだと指摘した⁽²⁴⁾。王行は王師と違い、歩兵であった。伝世文献中には王行に関する史料が非常に少ないため、天子が幾つの行を備えていたのかは判然としない。しかし、『春秋左氏伝』「僖公二十八年」に晋が三行を作ったという記述がある。方伯が三行を作り、統帥を上卿としたのは、天子の軍将の爵と同等であるため、行の規模も軍と同じく12,500人であったに違いない。六軍一行という最も控え目の計算でも、周王は宗周の畿内で9万人近くの軍士を擁していたことになる。

『漢書』「地理志」には、前漢元始2年に故秦内史の地（即ち宗周王畿の主体）を三分した郡の戸口が、京兆尹、左馮翊、右扶風それぞれ195,702戸、235,101戸、216,377戸の、併せて約65万戸であったという記録がある。畿内の戸口がかくも繁栄した時代において、漢王朝は既存の税目・賦役以外に、均輸・平準など種々の手段に頼って富を獲得しなければならなかった。皇室の経済需要は増加の一途をたどり、しかもその規模は想像を超えるものであったことがわかる。上文の推算では、西周の天子の直轄領の兵員は僅か9万人で、王室が直接支配できる人口は少なかった上に、貴族制の下で容易に国人を増やせなかったため、力役の供給不足は当然日増しに深刻になっていった。しかし、潜在力はあった。竹添光鴻は朱大韶の説を引用して、「王畿万乗と雖も、軍賦此の数（六師の数）に止まる。王国六軍、大国三、次国二、小国一、此れ軍額也。原未だ嘗て羨卒の尽く起つにあらず」と指摘した⁽²⁵⁾。西周の軍卒（国人）は特権階層であり、一家族の中で血縁の濃い少数の庶子しかなれなかったため、軍卒を出す家族の規模は秦以降強制的に分割された5人家族よりも大きかった。よって、周王にはさらに多くの人力を徴発する余地が残されていたのである。しかし、同時に周王の行事は礼制の制約を受け、周礼では祀と戎が重要であるという原則が規定され、天子は随意に役を徴発することができなかった。したがって周王室は官職を設けて課役を掌らせ、礼に背かない前提で富と力役の需要に応える課役管理の方法を維持しなければならなかった。

生産活動が多様多様であったため、人が果たした役割も各々異なった。労働力の分類に対して調整を加えて、はじめて生産活動を組織することができた。王朝の課役管理の誕生は、労働力の種類別管理と関連しており、最も基本的なものとして「兵役」と「力役」に大別できる。浜口重国をはじめとする一部の学者は、兵役と力役は漢代に至るまでなお完全には分離しておらず、完全に分離したのは唐の中期以降とする。しかし、この見解は労役従事者の身分を区分基準としており、その分析の論理は、先秦時代は「全ての民は丁」の時代に属し、兵農一致であったため、兵

役と力役を分けることはできないとするものである⁽²⁶⁾。しかし、視点を変えれば、役の種類分類は従事者の身分ではなく、何よりもまず労働内容を基準とすべきである。先秦時代には職業軍人と職業農民とは分離していなかったが、訓練と戦争の時期と農作業や雑役に服する時期は必ず分離しており、両者の行為は明らかに異なっており、王室の資源と富の視点から役の種類は明確に区分することができる。

周の課役管理は理念的に相当抑制されており、時期に応じた課役以外の徴発は見られない。周の課役管理を記す重要な史料である『周礼』「地官均人」からもこのような理念が読み取れる。当該史料は「均人」の職責について次のように記す。

凡そ力政を均しくするに、^{みのり}歳の上下を以てす。豊年なれば則ち^{こと}公旬に三日を用い、中年なれば則ち公旬に二日を用い、無年なれば則ち公旬に一日を用う。凶札なれば則ち力政無く、財賦無し。地守、地職を收めず、地政を均しくせず。三年に大いに比すれば則ち大いに均し。

つまり、徴発は収穫量によって決まり、豊年は旬内に3日、平年は1日減らし、凶年は力役がない上に諸物の徴発を免除した⁽²⁷⁾。通常の課役による徴発は限られていたことがわかる。当時、これらの理念は同時に貴族の行動規範の「礼」であるとも見なされていた。資源不足により多く課役すると、礼に悖る可能性があった。このような理念の下では、雑役を徴発する名目がなかった。これは決して些末事ではない。歴代王朝発展の過程から見ると、時間の推移とともに王朝の諸制度はより整備され、それに対する政務も増えていき、賦役の需要もより重くなっていった。これは、いわゆる制度の必要経費である。雑役徴発の正当化は周王朝の課役管理の一大課題であった。

(2) 場功の労働内容1——除道

王室は多くの現物と力役を必要としたものの、同時に礼に違反してはならなかったため、可能な限り正役の運用の中で解決方法を見出すしかなかった。後世の役の中で、委輸・転送は全く疑いのない正役であった。大体の状況は『周礼』「地官均人」の記載を参照することができる。ここでは、周の課役構造を次のように記す。

均人掌るに地政を均しくし、地政を均しくし、地守を均しくし、地職を均しくし、人民、牛馬、車輦の力政を均しくす。

「政」とは「征」のことである。均人の職掌に関する記述から、課役内容に「地政」と「力政」があったことがわかる。つまり、現物の徴収と力役の徴収である。これについて、鄭玄は次のように注釈している。

政読みて征と為す。地征は地守、地職の税を謂う也。地守、衡虞の属。地職、農圃の属。力征、人民は則ち城郭、塗巷、溝渠を治し、牛馬車輦は則ち^{いし}委積を転ずるの属。

鄭玄は、「力政」の徴発対象に人のみならず役畜や車両なども含まれたとみなした。人力徴発

の名目は築城・道路整備・溝渠の開通であり、畜力徴発の名目は転輸・委積であった。こうして見ると、周代は転輸・委積が課役の主要名目であり、後世の正役の性質に近かったとすべきであろう。ただし、当然家畜や車両が自ら力役を務めるのではなく、それを御す人間が必要であった。そのため、転輸・委積の役にも相当の人力が暗黙裡に含まれていた。西周がこの役を重視したのはこのためである。

文献において、転輸・委積は「場功」とも呼ばれた。『国語』に、周王室の卿士である単襄公が使節として楚国に赴く途中に陳国を經由した際、陳国の国政の衰退を目にし、帰国後に周王に報告した記載がある⁽²⁸⁾。

火朝に覲ゆ。道莠りて行くべからず、候は疆に在らず、司空は塗を視ず、沢は陂せず、川は梁せず、野に庾積有り、場功未だ畢らず、道に列樹無く、墾田は蕪うるが若し。饕宰は餼を致さず、司里は館を授けず、国に寄寓無く、県に施舍無し。民將に台を夏氏に築かんとす。陳に及べば、陳の靈公孔寧・儀行父と、南冠して以て夏氏に如き、賓を留めて見ず。单子帰りて王に告げて曰く、陳侯大咎有らずんば、国必ず亡びん、と。

「火朝に覲ゆ」とは、星象を指し、夏暦11月のことである。「莠」とは、雑草が道を塞ぐ様子である。「庾積」とは、穀物を野積みにしたままで、倉庫に入れていないことである。また、「墾田は蕪うるが若し」とは、田中に干し草が散らばり、雑草が生い茂り、まだ雑草の除去も整地もされていないことである。陳国の賦役が国のためではなく私人のために用いられ、「民將に台を夏氏に築かんとす」という状況であった。単襄公の見たところ、陳国の課役管理は国を滅亡に導くほどの惨状であった。単襄公の指摘する問題は3点に集約できる。第1に道路が整備されていないこと、第2に場功が行われていないこと、第3に賓礼が廢れていることである。この中で、重要なのは場功の問題である。

(3) 場功の労働内容2——埽場

『詩経』「豳風七月」は一般的に「先公が豳の地で、民を十分に教化して、衣食を充足させ、寒暑が時宜にない、また民がその教を奉じ、各自毎日奮起して仕事に励んだことを周公旦が述べた」作品であると考えられている。四季折々の労作内容を詳述したこの作品中には、「九月に場を圃に築き、十月に禾の稼を納る」と「九月に肅むる霜ふり、十月に場を滌う」の2句がある。鄭玄はこの2句を解釈する際「場功」にも言及した⁽²⁹⁾。

滌、(埽う也) 場の功畢りて入る也。

孔穎達はさらに「器を洗う之を滌と謂う、則ち是れ浄むるの義、故に埽うと為す。場に在るの功、畢りて已に倉庫に入る、故に其の場を滌い埽う」と疏をつけた。場功は委積だけでなく、埽場も含まれていたことがわかる。つまり、収穫物は倉庫に入れて、なお場を清掃する必要があった。そのため、陳国の「野に庾積有り」とは、収穫物を倉庫に入れておらず、未だ全てを収蔵していなかったことを意味する。また「墾田は蕪うるが若し」とは、農地に雑草が生い茂り、整備すべき田地も整備されず、平らにならして場にすべき土地も放置されたままであったことを指す。

即ち韋昭が注釈した「^{なんじ}而の場功を収めよとは、人をして困倉を修めしむる也」の意である。このように見ると、周の課役管理に関する史料において「場功」が重要語句であったことがわかる。

(4) 場功の労働内容3——輸積

場功には、前に言及した「^{なんじ}輸積・委積」(以後、「輸積」とよぶ)の意味もあった。さまざまな食糧・果物・野菜を倉庫に入れる際、田地から倉庫へ運ぶ必要があった。そのほか、前出の「司里に期せよ」とは、園圃で取れた果物と諸般の現物を国内の大路沿いの倉庫と宿駅に届け、国賓を迎えるのに備えたことを指す。周代の集落はそれほど密集しておらず、領地も広がったため、この運搬作業を完遂するには多大な労働力を要した。単襄公は迎賓の儀礼について次のように述べた⁽³⁰⁾。

賓至り、関尹以て告げ、行理節を以て之を^{むか}え、候人導と為り、卿出でて郊にて^あらひ、門尹門を除い、宗祝祀を執る。司里館を受け、司徒徒を具え、司空塗を視、司寇奸を^いまし、虞人材を入れ、甸人薪を積み、水師濯うを監し、廩人餼を献じ、司馬芻を^{つら}ね、工人車を^み展る。百官物を以て至り、賓入ること帰するが如し。

単襄公の言う「賓入ること帰するが如し」の水準に達するためには、接待主の国は3つの内容を兼ね備えなくてはならなかった。第1は儀礼である。国賓が国境に着くと、関尹、行理、候人、卿、門尹、宗祝が各々儀式を行った。第2は政務である。司里、司徒、司空と司寇は政令を發布した。その多くは慣例の準備と点検であった。第3は事務である。これが国賓に対して実際に提供する現物と接待である。文中では6つの職官により、「虞人材を入れ、甸人薪を積み、水師濯うを監し、廩人餼を献じ、司馬芻を陳ね、工人車を展る」ことに触れている。現物は国境から国都までの道に貯蔵され、このことは文献では「委積」と呼ばれたが、実際には「輸積」も必要であった。車馬と労働力を徴発して、野菜などを状態良く届け、また適切に保存するのは容易なことではなかった。『周礼』には司徒配下の「遺人」という官がこの仕事を担当したことが記されている。

凡そ賓客、会同、師役、其の道路の委積を掌る。凡そ国野の道、十里に廬有り、廬に飲食有り。三十里に宿有り、路室に委有り。五十里に市有り、市に候館有り、候館に積有り。

遺人は道中の委積を掌り、廬、路室と候館全てで飲食を提供をしなければならなかった⁽³¹⁾。国賓に提供するものは当然厳選した食事が主となり、野菜や貴重な食材の需要は穀物に劣らなかったため、場圃虞衡の生産物が特に重要であった。秋冬には、保管の仕事はすでに完了しており、野菜は倉庫より取り出さねばならなかった。この時に場から道中の宿駅に運ぶ必要があった。輸積も場功の重要内容であったことがわかる。

単襄公が述べた迎賓のことは諸侯国での状況であったが、畿内にも輸積の役があった。天子は賓客を迎えなかったが、会同(諸侯の一斉拜謁)を主催した。大会同において諸侯は入朝して天子に謁見する際、畿内の道中もまた接待しなければならなかった。天子の小宰が「賓客をもてなす」責任を担い⁽³²⁾、畿内の「委積有る」に依拠してその職責を果たした。即ち鄭玄箋にいう「司

馬九畿を主り、職方其の貢を制し、各おの其の有する所を以てす」及び賈公彦疏の「賓客を懐^{やす}んと云う者、委積有るを以て、故に賓客懐安^{やす}んとす也」である。また、賈公彦は「教典に『其の委積を共う』とある者は、大司徒の下に遺人有り、里に廬有り、廬に飲食有り等を掌る。故に委積を共うと云う也」と注釈し、遺人が委積を掌る職官であると明示した。ここで注意すべきは、道中の委積について、遺人は元締め^{もとづめ}に過ぎず、場人こそが提供者であり、実際に力役の運営者であったことである。『周礼』に記される遺人は天子の職官であり、先に触れた場人と共に業務を行っていた「委人」もまた転輸の業務に携わっていた。

(5) 西周前期の「調配型」力役隠占

このように、「転輸・委積」は「場」から徴発した役に依拠していた。当然、その中には「園」と「圃」も含まれていた。課役管理の視点から見れば、「場」は本質的には地目であり、課役の名目でもあったといえる。周代の「場」は、荒地ではなく、開墾地であり、そこから定期的に力役が徴発されていた。「場」は、果物・野菜を植えるときには「圃」となり、収穫後に「場」となって冬季に委積に使われた土地であれ⁽³³⁾、畦の両端の物置き場であれ、課役の視点から見れば変わらない。農地内で機能の異なる区域が存在したにせよ、農地が季節によって異なる機能を持ったにせよ、そこで働く農民たちは栽培以外に、地均しや農作物の梱包、さらに梱包の材料を用意するために木を伐採して加工し、麻を刈り取って縄にする必要があった。「昼に爾^{なんじゆ}于きて茅とり、宵に爾^{なんじゆ}縵^{なわ}を索え」の光景が容易に想像できる⁽³⁴⁾。耕地と埽場の労働強度の比較は難しいが、時間上での区別は明らかである。農地での作業は昼間に行い、四季における規定も存在した。一方で、場での作業は主に農作業以外のものであり、労働時間も明確な制限がなく、作業内容は複雑で、強度もまた容易に判断できない。このような土地では普通の農地にはない発役名目が自然に現れ、力役強度も異なっていた。運送・地均しの必要を口実にして容易に隠蔽して力役の強度を増やし、長時間化させ、またさらに他の作業をやらせることもできたのである。

委積の輸送、特に国賓をもてなすための道中への輸送は、礼で求められていた。天子と諸侯との関係維持を目的とする朝覲・会同の儀礼は、荘厳な上に頻度も高く、周代において人力と現物を徴発するためのもっとも自然な口実となる名目であった。また、前に触れた均人の職務の中で、牛馬と車両は自ら役を担えず、人間の手が必要であった。委積の輸送は車馬の役と称されるが、その中でも暗黙のうちに人力が含まれていた。場園圃の地はこの役を課せられた土地であり、その中で行われる課役管理では委積の輸送に乗じてさまざまな雑役を徴発できたと考えられる。委積の輸送は「場」地での労作を名目とし、「場功」は周の「力役」の代名詞とさえなった。当然この種の力役の重要な性質は、大量の雑役が隠れて存在していたことである。「場功」は農作業でありながら栽培ではなく、労働時間が固定されておらず、内容も容易には見積もれなかった。そのため容易に隠占転用でき、ほかの雑役に調整して従事させる格好の名目となった。

全体から見ると、西周前期の賦役形態は「調配型」と定義でき、西周中後期の「徴発型」と区別される⁽³⁵⁾。この定義は決して十全とはいえないだろうが、西周前期と後期の天子による課役方法の違いを際立たせるために、このように類型化して提示しておきたい。「調配型」賦役は次のように説明できる。西周が建国初期の時点で明確な「課役管理」の意識を持っていた可能性は非常に低く、多くの場合、自然発生的に日常の農作業の中で力役を隠占して資源を獲得していたと考えられる。時間の経過に伴い、異なる強度と形式の作業を調整する中で、ようやく「役」の

原型が生み出されていった。この時の「役」は後世の一般的に「作務内容」によって分類される形式のものとは大きく異なっていた。西周の王畿では地目を詳細に区分し、耕地以外に多種の地目を設け、課役の名目にした。これらの土地はいずれも一括して農地に編入され、その労働はいずれも正役と見なされ、その中に含まれていた大量の雑役にも労役の名目が存在していた。言い換えれば、周初期の課役管理の大きな特徴の1つは、雑役が正役の名目に紛れ込んだことである。後世の役が労作内容によって明確に分類され、専用に設定されていたのとは異なり、周代の役は実際の運用の中で、異なる地目ごとの所要労働時間と強度の違いを利用し、調配と隠占の方法により運営されていた。この方法は、制度設計によるものというよりも、雑役の需要が全体的に高くない状況下で自然に発生したと理解する方がより正確である。これは言わば控えめな人力徴発手段であった。王畿内の限られた農地かつ王室の官僚による伝統的な組織方式で自然に行われた農業生産の状況下では、実際に調配、隠占できる労働力は限られていた。ひとたび需要が増えれば、その体制は維持することが困難になった。

3 西周中後期の「山林藪沢の利」を名目とした力役略取

(1) 西周中後期王室への力役供給の不足

西周中期以降、雑役の需要はさらに膨れ上がった。重要な原因の1つは、日常行政の役に対する需要が拡大したことである。周王室が変化して専職の官吏が王朝行政を掌る「中央」の出現以前において、各官署が構成する「王廷」の需要は限定的なものであり、雑役は主に天子の家である「王室」の日常的な需要を満たすためにあった。西周中期に入ると、政治が複雑になり、百官も併存するようになった。王室は奉仕を必要としたため、諸官も供給を必要とし、さらに大きな需要が醸成されていった。それまでの雑役は、農地内の地目間における力役の調整に依拠して問題を解決してきたが、この種の運用を継続するならば、農地の規模を拡大するか、さらに多くの地目を利用する必要があった。西周の状況から見れば、この両種の方法はいずれも実施され、特に多くの地目の利用が常に一貫して行われていた。しかも、この過程の中で、畿内の各地目の供給上での分業がより明らかになり、定着していった。農地が国家を支え、雑地が王室を支えたことは、西周中期以降の賦役の特徴であった。

王室への力役供給不足の重要な原因の1つは役負担者の身分と規模が拡大しなかったことにあり、主要な負担者は依然として宗周畿内の天子直属の西六師のみであった。論理的に考えて、王室がさらに多くの力役を獲得せんとするならば、役負担者の人口を増やすか賦役の原則を変えるかの2つの方法があるだけだった。しかし、役の問題を処理する上で、「礼」が終始足かせとなった。西周王室が最初に設定した賦役は軽く、王朝初期の状況には適合していたが、それ以降の王朝運営にとって、礼として定着した課役制度はかえって障害となった。当時の観念でいえば、課役制度の調整は必然的に礼に悖ることになる。しかし、深刻な人的資源不足を解消するために、たとえ礼に悖ってでも課役制度の調整を実行せざるをえなかった。そのため、このことを承知の上で、周の宣王は「料民」(人口調査)を断行したのである⁽³⁶⁾。しかし、礼は伝統であり、貴族制下の王畿内における各権利集団の基本的規約であり、歴代の天子が極力維持してきた政治原則であった。もしも既存の課役名目が使用できるのであれば、可能な限り活用しようとした。こうして力役需要の拡大に伴い、力役の調整に使われた名目も増えていった。

この段階における主な変化は、賦役対象地域が農地から山林藪沢に拡大したことである。宗周王畿は主に黄土の平原に属し、河流が縦横に走り、藪沢がその間に混在し、周原の南北に岐山と秦嶺があった。後に商鞅が同地域について、「地方百里なる者、山陵什の一に処り、藪沢什の一に処り、溪谷流水什一に処り、都邑蹊道什の一に処り、悪田什の二に処り、良田什の四に処り」と記したように⁽³⁷⁾、百里の地域のうち、半分为良田と悪田であり、残りの半分为山林藪沢であった。これは概ね宗周畿内の農地と山林藪沢の比例を反映しているといえる。東部の成周王畿は、北の邙山や西の熊耳山、外方山、東の嵩山に囲まれ、黄河や伊水、洛水、潁水、汝河が域内を流れ、山林藪沢の資源が豊富であった。このような自然条件が備わっていたため、農地のみでは遂に力役の需要を支えられなくなると、自然と山林藪沢が新たな課役名目となった。

加藤繁は「漢代における国家財政と帝室財政との区別並びに帝室財政一斑」において、漢代の山沢、江海陂湖、園地、市井、園囿池籓、公田などの収入状況を論じた。その中で、国家財政と帝室財政が明らかに区別されたという経済的特徴の下、「園地」の帝室財政における特殊性を特に強調した。漢代の園地の収入はすべて少府に納められ、名義上完全に天子の私財であった。つまり、帝室のための賦役は場園圃の地と特に密接な関係にあった。加藤繁は「作務」という語句を非常に重視したものの、それほど多くの紙幅を割いて論ずることはなかった。「作」には「起こす」の意味があり、「務」とは各種職務を指し、実際には課役の意味となる⁽³⁸⁾。園地の「作務」は、漢代に至るまで王室の重要な収入源の1つであった。この「作務」と「場功」との間には直接の対応関係があった。

(2) 負担増に対する国人の不満

畿内の主な役の負担者は依然として六師と八師の国人であった。松井嘉徳は「これら所謂山林藪沢を管理するものが軍隊と強い結びつきを持つことは、南宮柳鼎……の銘文により明らかであり、当時の軍組織の経済的基盤を管理していたものと考えられる」と指摘した⁽³⁹⁾。周の懿王の時代の匭壺蓋の銘文にも以下の内容がある。

隹五月初吉丁亥、王、成宮に格る。邢公内りて旨^{こつ}を右く。王、尹氏を呼び、旨に冊命せしめて曰く、乃祖考^{なんじ}を更^つぎ、成周の八師に冢司土と作れ。女に玄袞衣・赤市・幽黄・赤舄・攸勒・鑿旒を賜う。用て事えよと。

成周八師が冢司土（徒）という役人を設けたのは、明らかに労役業務と関連していた。前述したように、六師と八師の兵士は、即ち畿内の「国人」であった。西周中期に入ると、王室は山林藪沢を利用して力役を隠占する方法を発展させ、明らかに成果を上げた。王室の需要が満たされ、周王朝が繁栄した様子が文献の記載からも見て取れる。

しかし、力役搾取の手段が順調に機能すればするほど、国人の負担が重くなったため、不満が募るのは必然であった。王畿内ではこの矛盾が「国人暴動」の形で爆発した。传世文献の一般的な記載では、国人が暴動を起こし、天子が位を失った主要な原因は天子の傲慢が畿内の動揺を引き起こしたためとされる。『史記』「周本紀」には以下の記載がある。

厲王、位に即きて三十年、利を好み、榮の夷公を近づく。大夫芮良夫、厲王を諫めて曰く、

王室其れ將に卑からんとするか。夫の榮公は、利を専らにするを好みて、大難を知らず。夫れ利は百物の生ずる所なり。天地の載す所なり。而るに之を専らにする有らば、其の害多からん。……今、王利を専らにするを学ばば、其れ可ならんや。匹夫利を専らにするすら、猶お之を盜と謂ふ。王にして之を行はば、其の歸する者鮮からん。榮公若し用いられなば、周必ず敗れん、と。厲王聴かず。卒に榮公を以て卿士と為し、事を用いしむ。王、暴虐を行ひて侈傲なり。国人、王を諂る。

従来の国人暴動についての研究は、政治史や農民戦争史の視点によるものが多かった。一方、引用文中で芮良夫は榮公の「好專利」を批判し、周の厲王もまた「好利」であった。当時の重要問題は明らかに経済であり、経済史の観点から見ると事件の発生は必然であった。所謂「專利」の「利」について、『説文解字』では「刀」部に収録しており、刃物に関わる文字である⁽⁴⁰⁾。『周礼』「夏官職方氏」には「職方氏天下の図を掌り、以て天下の地を掌り、……^{あまね}周く其の利害を知る」という記事があり、鄭玄は次のように注釈した。

利は、金、錫、竹箭の属たり。

つまり、利とは、後文にある九州の豊富な産物、例えば荊州の「其利丹銀齒革」、豫州の「其利漆絲象」、青州の「其利蒲魚」などにあたる。これらの利は、明らかに山林藪沢の産物であった。また、鄭玄は『周礼』「地官旅師」にある「其の利を散ず」について、「事業を作すを以て利と曰う」と注釈した⁽⁴¹⁾。各地特産物の「利」とは、商人が儲けた金銀財物ではなく、貢ぎ物として用意された現物であり、いずれも役を徴発してようやく獲得できるものであった。ここの「事業」も、人力と関係のあるものであった。ここから見ると、所謂「專利」とは、王室の経済発展の結果であり、厲王がやむを得ず取った手段であった。ただ西周初期以来の賦役の伝統に反し、畿内大族の既得権益を侵したため、必然的に不満が募ったのである。

国人は主要な役の負担者として、受けた被害が最も直接的であったため、最も強硬に反対した。しかも力役需要の拡大に伴い、課役対象を国人以外に拡大したことを示す史料も、礼制を調整して雑役の名目を新設した痕跡もないため、王室は依然として隠占という手段で国人を搾取したに違いない。しかし、この手段は最終的に深刻な対立をもたらした。国人暴動はまさにこのような力役搾取の下で勃発したものである。文献の記載では、国人暴動は義憤の発露という性質が多数を占めるが、歴史の文脈上から見れば、この政治紛争の背景には非常に複雑な経済問題が潜んでおり、その根本的原因は王朝の課役管理の発展にあった。秦が重役で滅んだことは後世の人がよく知るところであるが、西周の300年については「赫赫たる宗周、褒姒之を滅す」とあるのみで、その衰退の原因の1つが役であったことは知られていない。

史書の中で、榮夷公は暴動を引き起こした主犯として描かれている。この人物は榮氏家族の一員であった。榮氏は伝世文献や出土銘文にもその名が見られ、西周中期以降王室の厚い信頼を受けた重要な貴族であった。厲王時代の「十月敵簋」の銘文に榮伯についての内容がある。

佳王の十月、王、成周に在り。南淮夷遷及し、内りて滄・昴・參泉・裕・敏（繁）陰・陽洛を伐つ。王、敵に命じて、上洛・愆谷に追御せしむ。伊に至りて^{かえ}班る。長榜識の首百、執訊

四十、俘人を奪ふこと四百、夔伯の所に□す。愆において衣諱し、厥の君に復付す。(『集成』4323)

かなり大規模な戦争について記されており、敵という人物が王命を受けて北侵してきた南淮夷を迎撃し、勝利を得た後、まず栄伯に捕虜を献上している。つまり、この戦争で動員されたのは栄家の私兵であった可能性が高いことを意味する。このように、厲王時代の栄氏家族は相当の実力を有していたことがわかる。しかし、栄氏は来歴不明の新興貴族ではない。恭王時代の永孟の銘文にはすでに栄伯の記録がある。

隹十又二年初吉丁卯、益公内りて、命に天子に即く。公廼ち厥の命を出だす。師永の田を陰陽洛に賜畀う。疆は師俗父の田に眾ぶ。厥の公と厥の命を出だせしは、井伯・栄伯・尹氏・師俗父・趙仲なり。公廼ち鄭の司徒函父、周人司工眉、巫史師氏、邑人奎父、畢人師同に命じ、永に厥の田を付さしむ。厥の率いるは旧、厥の疆は宋句なり。(『集成』1032)

この境界線の画定に参加した貴族に、益公、井伯、栄伯、尹氏、師俗父、趙仲が挙げられる。各種の文献史料と総合すると、これらはいずれも畿内の大貴族であったことがわかる。栄伯もこの一員であり、恭王の時代にすでに相当の権勢を有していたことを示す。また、孝王期の康鼎の銘文に以下の内容がある。

唯三月初吉甲戌、王、康の宮に在り。栄伯、内りて康を右く。王、命ず。王家を死司せよ。女に幽黄・鑿勒を令うと。……鄭井。

つまり、栄家は厲王期に突如として佞幸・寵臣になったわけではない。栄夷公は政務の面で確かに問題があったのかもしれないが、この一族は礼制の伝統と政治的経験を持ち合わせていた名族であったのである。たとえ原始社会の状態がなお残された西周であっても、簡単に佞臣が利益を貪り、政府が緘口令を敷いたという理由で、天子直属の人口（彼らは天子との間に直接的な従属関係が存在していた）が暴動を起こしたとするのは、一般的な歴史経験から見ても、いささか単純すぎる解釈ではないだろうか。栄氏のような代々続く上流貴族は、王室に比肩し、王室のために政務を掌り、また経済面でも王室と密接な関係があった。銘文に見える「屍司王家」は彼らの職務であったのである。こうした状況下を踏まえれば、いわゆる「好利」を単なる個別の貴族一族の角度より理解することはできない。

(3) 新たな名目の登場——沢虞

山林藪沢は富の淵源であった。「礼」に基づけば、民と共有して民に使わせるべき地であり、時期に応じて漁獵などを禁じるものの、天子が独占してはならなかった⁽⁴²⁾。つまり、もともとこれらの土地の産物は長期継続的に王室に供給されたものではなかったため、過去に特別な制度の策定はなく、役も極めて少なかった。しかし、西周中期以降になると、沢虞を掌る役人の冊命が増えたことが金文より明確に確認できる。しかし、前に引用した同簋、南宮柳鼎の銘文のように、これらの地目はよく「場」と同時に現れ、同一官吏によって管理されることさえあった。こ

れは恐らく単なる力役調整の都合ではなく、農地からの供給不足の状況下でこの地目が役を取る重要名目となったためであろう。以前より場地を管理し、雑役を処理していた官吏が自然に新たな名目である沢虞の役を併せ掌るようになった。

沢虞を名目とする課役にはいくつかの特徴があった。沢虞の産物は、第1は珍味であり、第2は燃料・材木・漁獲・塩であった。この2種のうち、前者は専ら天子の祭祀に使われ、百官とは関係がなかった。後者は王室に提供された上に、さらに百官にも提供され、長年にわたって供給される必要があった。これ以前の農地の場功は、一般的な保管以外に、部分的な力役が主に迎賓の儀礼などの名目で使われた。このように各種地目における力役の供給対象が初歩的に区分される傾向が現れ始めた。農地とごく一部の沢虞の役が百官、つまり朝廷に供給され、沢虞の役の大部分が王室に供給されるようになった。こうした細分化は文献にも現れている。前出の『周礼』「地官均人」について、鄭玄は「地征は地守、地職の税を謂う也。地守、衡虞の属。地職、農圃の属」と注釈した。つまり「地征」を「地守」と「地職」の両部分に分けたのである。これは、明らかに農地と山林藪沢が税の異なる名目であることを理解した上での解釈である。このように鄭玄は、農地の場功が雑地における虞衡の役と明らかに異なることを示した。馬端臨は『文献通考』征榷考六「雑征斂（山沢津渡）」において、章氏を引用して以下のように述べる。

漢の山沢園池の税、本供養に給するを以てして、少府之を掌る。其の後古虞衡の意に^{なら}仿いて水衡を置き、乃ち少府の所謂山林苑池の税を取りて、水衡に付し以て之を平らぐ。然るに他日猶お江海陂池の少府に属する者有りて、海丞（海税を主る）、果丞（果実を主る。二者皆な少府の属官）猶お之を少府の下に掌る。則ち亦た^ゆ尽くは之に属さざる也。惟だ文帝の時^す趙^すやかに其の賦を弛めて後生猶お其の税を増益する有りて、故に六筦の令を為す。其の増損行廢固より時^ゆ有るか。⁽⁴³⁾

文中にある漢代皇室の「漢の山沢園池の税、本以て供養に給して、少府之を掌る」という特徴は、周代にも確認できる⁽⁴⁴⁾。しかし、ここにある「古虞衡」は、武帝が水衡を新設する口実に過ぎなかった。「山沢園池の税」を水衡都尉に渡したのは、実際には、皇家内府の資産を朝廷に使い、国家の用に提供することであった。このことから、「山沢園池」のような雑地の産物が天子の私財であり、少府の管轄地以外の産物が朝廷のものになったことがわかる。農地が正役を担い、雑地は雑役を担うというのは漢代以前にすでに存在していた伝統である。増淵龍夫はその大著『中国古代の社会と国家』に収録される「専制君主による山林藪沢の家産化とその経済的意義」の一節で、「〔戦国時代に〕山林藪沢が、すでに明らかに専制君主の家産として、重要な経済基盤をなしていることをものがたるものである」と指摘した⁽⁴⁵⁾。山田勝芳は「秦漢時代の財政問題」の中で日本で行われた秦漢財政研究のいくつかの重点を総括し、「戦国時代の専制君主の私的収入源」の認識に触れ、それが加藤繁のいわゆる「帝室財政」の起源を解明する研究の延長であると指摘した⁽⁴⁶⁾。これらは、君主を基礎とすることと山沢の私有化の2点が重点であり、山林藪沢といった雑地が天子王室の私財であるとみなした。またそれと関連して、農地は政務を処理する朝廷百官にも使われたであろうと指摘した。

(4) 西周中後期の「徴発型」力役略取

山林藪沢の役と農田の力役の分離が進む中で、前者が後者を侵害する問題も起きた。『漢書』「食貨志」に「周室既に衰え、暴君汙吏其の経界^{あなど}を慢り、徭役^{ほしいまま}横^なに作し、政令信ぜられず、上下相い詐り、公田治められず。故に魯の宣公初めて畝に税す。春秋焉^{これ}を譏る」とある。これについて、増淵龍夫は「漢代の人々は、魯の宣公が『初めて畝に税す』るに至ったその理由を、国君や貴族の民に対する酷使がはなはだしくなったので、民は公田耕作のための労力提供を怠るようになり、そのため公田からの収穫が上らなくなったため、畝に税するにいたったと解釈している」と述べた⁽⁴⁷⁾。また、『呂氏春秋』「審分覽」に「今衆地を以てする者、公作すれば則ち遅く、其の力を匿す所有る也。分地すれば則ち速く、匿し遅るる所無き也」とあり⁽⁴⁸⁾、増淵氏も「はるかに非能率的であった」と指摘した。実際に、「匿力」には怠慢だけではなく、労作逃れや力役逃れ、さらには逃亡さえも含まれた。この種の「匿力」がもし大規模で、構造的なものであったのならば、それは日常の農作業からの逃避ではなく、より多くは所謂「民力濫用」からの逃避であった。築城の任務がまだ一般的でなかった西周において、大いに民力を徴発するには農地の開墾と山林藪沢での仕事を加重するという2つの名目があった。春秋時代の状況から見ると、農地における力役の喪失が大変深刻であった。国人の人口には限りがあり、役に従事できる時間にも限りがあった。彼らが農田で栽培に従事する役の時間は山林の役によって隠占され、農地における栽培において力役が不足したことであろう。春秋時代に公田が荒廃した原因の1つは、山林藪沢の役が農地の役を侵奪したことにある。

しかし、課役地域と労役従事者の対象を拡大せずに、力役の調整を通して密かに搾取することで対応できる需要の規模には所詮限界があった。そのため、西周中期以降のさまざまな史料に成周付近の王畿開墾が多く見られるようになったのは、明らかに課役地域を拡大したことが反映されている。また、国人暴動後間もなく、周の宣王は旧礼を破って人口調査を行い、より多くの人口を王室の戸籍に登録しようとした。これも明らかに労役従事者を増やすためであった。王畿以外にも、多くの諸侯国が同じ問題に直面していた。国と野の区別のない王畿では、人口調査によってより多くの人口を労役従事者として王室の戸籍に登録できたが、国と野が並存する各諸侯国では、需要を満たすために野人も戸籍に登録させ、国人と同じくいずれも公室に各種力役を提供させて、はじめて需要を満たすことできた。魯の初税畝を代表とする春秋各国の改革は、大多数がこの2つの手段を試みた。さらに時代が下ると、今度は徴発型の課役が調配型に取って代わった。例えば、西周末期から春秋時代にかけて、築城が最も多用される課役名目となった。『春秋左氏伝』「昭公十二年」に、楚王が右尹子革に「今我大いに陳、蔡、不羹^{きず}に城き、賦皆な千乗」と話した記録がある。これは、表面的には楚の軍事力を誇示するものであるが、同時に春秋時代に築城を名目とした課役があったことを物語っている。当時の築城を名目とした課役はすでに定員を指定することができ、またその人数は恐らく築城の需要をはるかに超えるものであった。なぜ『春秋』が築城に関して記述することをかように重視し、さらにそれほどまでに嫌い、およそ農時を考えない築城を非難したことに対する答えは、ここから容易に導き出せるだろう。それは、築城が春秋時代の課役に使われた新たな口実だったからである。

徴発型課役は本質上、間接的な課役を直接的な課役に変え、労役内容によって課役の名目を確定し、直接課役の名目を新設し、労役時間を増やした。課役形態が転換していく中で、課役の名目は土地の分類を口実にする必要がなくなったため、土地の類型を細分化する必要もなくなり、

後世ではむしろ土の肥沃さを示す等級が農地の分類基準となった。『尚書』「禹貢」にある土壌の区分はこうした趨勢を反映していた。戦国時代に入ると、ついに「編戸齊民」（すべての人口を政府の戸籍に登録すること）にたどり着き、500年をかけて社会全体の生産組織の方式を変化させた。西周の王室と当時の大多数の諸侯国はこれを為し遂げることができず、戦国時代の各国の改革によって初めて実現した。課役管理の観点から見れば、これらの問題はみな西周の課役と関係しているが、紙面の都合上これについては別稿にて論じたい。

おわりに

西周は、役が絶対的な主導を占めた時代である。秦以外、歴史上、役が中央への供給の中でこれほど高い比重を占めた王朝はおそらく1つもなかった。西周においては、人力と現物はいずれも貴族の富であった。しかも、当時は交換や商業の発達程度に制限があったため、貴族が現物を獲得するには、主に、時には完全に、自らに属する領民による直接の労働によらなければならなかった。領地がいかに広くとも、労役負担者がいなければ、資源は何の役にも立たなかった。また、当時の技術では「役」の時間の長短や強度の軽重を計る手段がなく、力役の隠占到非常に有利であった。当時の生産管理の特徴に合わせて、時間や空間に調整を加えることで、多くの雑事は自然に解決した。西周の役は大規模であったわりに、調整の余地も多く残されていた。そのため課役は原始的で、後世の各王朝が用いた雑役名目を欠いていたが、農地中の田、場、圃、園や山、林、藪、沢の力役を隠占することで、王畿の供給を280年間も維持し続けた。

課役名目を労役内容ではなく地目によって決めた西周の課役管理の特徴は、人と土地の関係を理解する上で重要である。社会経済史研究において、一般的に「役は人を基本とし、税は土地を基本とする」と考えられている。しかし、人と土地は最初から区別されていたわけではない。西周において、地目は土地に優劣をつけて税額を定めるためではなく、課役名目を区分するのに用いられ、本質的には力役調整の名目に過ぎなかった。土地の産物は役の付属品であり、後世の意義上における現物形式での「税」ではなかった。つまり、土地は人に附属した。「はじめに」において宮崎市定の指摘する「第1の賦税」を引用したが、この「第1」とは土地が人から分離し始めたことを示しているに違いない。それ以降、人と土地、役と税の区別がより明らかになっていき、その後、往々にして最初からそれぞれが独立して存在していたとみなされるようにさえた。明の一条鞭法と清の地丁銀制に至って、役を土地から徴発するようになった。これらは新法のように見えるが、実際には一種の回帰であった。もちろん、周は役主導の時代である一方、明は土地主導の時代であり、両時代における人と土地が一体化していた状況の背景にある経済活動には相当大きな違いがあった。

本論で述べた内容はいずれも西周の王畿で起きたものである。王畿は特殊な地域であり、畿内経済の最大の特徴は王室主導の下での重い負担であった。畿内の土地は、少数の諸侯の采邑を除けば、主に天子の直轄地であり、その産物は当然全て天子に上納すべきであった。また、畿内の国人は、王室が直接支配できた労働力であった。そのため、王室が畿内経済の潜在力を極力引き出そうとしたのも必然であった。王都周辺地域は長期にわたって中央官僚機構に現物と力役を提供し続けた。『尚書』「禹貢」にある「五服」はこうした王畿における供給体系の課役理念を反映している。五服の中で甸服の負担が最も重かったのは、王畿のみが王室と朝廷に対して安定し

て供給することができたためであり、力役が特に顕著であった。また、宋以前の各王朝は、いずれも畿内経済の潜在力を極力引き出すことを明確に重視していた。西周が畿内に諸侯国を置かなかったのも、前漢が関中の土地を諸侯に与えなかったのも、経済的視点からいずれも王畿経済における王室の主導権を維持するためだったと理解できる。またこれらの時代、国都周辺と課役の重要地域は空間上で重なり合っていた。唐中期以降、国都が経済の中心地から離れたものの、その構造はなお機能し続けた。

伝統的な経学や唐以降の史学において、鄭玄が指摘した西周王畿の経済的特徴である「畿内行貢法無国野」（畿内は貢法を施行して国と野の区別がないこと）と「近者多役」（王都に近いほど役が重いこと）⁽⁴⁹⁾という2つの論点について、数多くの議論が存在する。この2問題は明らかに前述の構造と関係しており、後世注目されたのもそのためである。近代経済史の用語を使うならば、鄭玄の指摘は王室による王都周辺地域の経営問題として理解でき、前者は徴発方式に関するもので、後者は徴発の強度に関するものである。「畿内無国野」の問題については先述したが、馬端臨も『文献通考』において、鄭玄の『周礼』への見解を、「郷遂用貢法」（郷遂、貢法を用う）、「都鄙用助法」（都鄙、助法を用う）と解釈している。鄭玄による記載とは完全には一致しないが、本質は同じである⁽⁵⁰⁾。馬端臨は視点を変えて、徴発方式ではなく、徴発の強度、即ち「軽」「重」の角度から「貢」と「助」を解釈した。馬端臨はここで興味深い疑問を呈している。「然るに郷、遂は附郭の地、必ず是れ平衍沃饒にして、以て分画すべく、宜しく助法を行うべし、而るに反りて貢法を行う。都、鄙は野外の地、必ず是れ山谷の險峻、溪澗の阻隔有りて、以て分画し難く、宜しく貢法を行うべし、而るに反りて助法を行う。何ぞや」と。そして馬端臨は次のように解釈する。助は重いように見えるが実は軽く、貢は軽いように見えるが実は重い。貢に暗黙のうちに含まれていた力役は助よりもはるかに大きかったため、実質上、郷遂附郭の負担は都鄙野外に比べて決して軽いというわけではなかった。また、馬端臨は徴発方式が王都との空間距離に関係していた可能性を考え、「郷、遂は王城に迫近し、豊凶察し易し。故に貢法を行うべし。都、鄙は僻にして遐方に在り。故に止だ助法を行うのみ」と指摘した。しかし、惜しむらくは馬端臨の解釈はなお現物の次元に留まり、王都との距離の遠近が力役にいかに影響したかについては分析されなかった。貢法であれ、助法であれ、周代ではいずれも主に力役の形で納められた。本稿で明らかにしたように、王都周辺の平坦な農地は力役を供給するの必要があり、遠方の山林藪沢もまた重要な課役名目であった。しかし、2種の地目がいずれも関係する課役名目の構造は、実際には長い過程を経てようやく形成された。

もう1つの「近者多役」の問題について、王鳴盛は『蛾術編』の「税法軽重の制」中で何度も提起した。王鳴盛は賈公彦の観点を継承し、鄭玄の主張に賛同した。王は伝統的に鄭玄説への反駁で用いられてきた「案ずるに公羊十一の税、遠近に差無し」について分析し、「元の聞くや」⁽⁵¹⁾とあることから、鄭玄は『春秋公羊伝』の内容を知らなかったわけではなく、『周礼』の税法王畿に拠り、『公羊』の税法諸侯邦国に拠ると、王畿と諸侯国の制度の違いを理解した上で、王畿の制度に「近者多役」という特徴があったことを指摘したのだとする。王鳴盛はまた、より多くの史料を論拠に鄭玄説の正当性を論証し、「而して六郷上劑もて厖を致し、六遂下劑もて厖を致す。四処の公邑は遂に同じ。則ち亦た下劑もて厖を致す。此れ豈に畿内の近き者役多きに非ざるや」と主張した。鄭玄説に賛同していることがよくわかる。王はなお賈公彦の述べる「其の国地狭少、役賦事暇たるを以て、故に遠近の差無き也」を引用し、空間規模の観点から、諸侯国の

課役に遠近の差は無いと解釈した。つまり諸侯国は領地が小さく、雑役の需要も少なかったため、区域と地目上で調整を行う必要がなかったのに対し、王畿の役が多かったのは各種役の需要が多く、「城道溝渠の役固より然り」だったためだと考えたのである。しかし、王鳴盛は役を重視し、王畿の雑役需要がもたらした制度的特徴を明確に認識していたが、その主張はあくまで「近き者役多し、故に其の税軽し」、つまり依然として田税を議論の着眼点としていた⁽⁵²⁾。

このように、伝統的な経学や史学の論議は田税を着眼点とする思考の筋道から脱却していなかったことがわかる。はじめに引用した宮崎市定の経済史の視点による研究と異なり、これらの議論は王朝が民の富を吸収する方式の中で「税」は最初から存在したわけではなく、「税」が現れる前に「役」が主導した段階があったことを意識していなかったのである。「第1の賦税」が役から独立し、「役」と「税」がいかに運営され、どのように制度が確立したのかについては、討論を要する問題である。そして、周代の文献史料を整理した上で西周王畿の課役管理の特徴を見ると、宮崎市定は賦と税の分離過程が比較的速やかに進行したと考えていたように見える。対して本稿では、税が役から明確に分離し、役主導の経営方法が税主導に切り替わるには、特に畿内において相当長い時間を要したであろうことを検証した。

いかに中央の需要を満たすかは、歴代王朝がもれなく直面した課題であった。換言すれば、西周王畿の課役管理が直面した課題は後世の統一王朝の課役制度と直接関連していた。経済史の観点から見れば、西周王畿の供給問題は、王朝の課役管理の起源、税法の起源、後世の天子私財と国家財産の区別に関わり、制度史と経済史の基礎研究にも関わる重大な課題である。しかし、これは明らかに困難を極める研究課題であり、西周王朝の経済運営の方法と変化を究明するにはさらに数々の難問を逐一解決しなければならない。本稿はそのための一試論に過ぎないが、重要な鍵となる論点に触れ、より多くの問題について提示できるところがあれば幸いである。

〔附記〕本稿は、筆者が2018年6月から2019年6月に一橋大学大学院社会学研究科客員研究員として行った研究活動による成果の一部である。

- (1) 宮崎市定「中国古代賦役制度論」宮崎市定『宮崎市定全集』第3巻、岩波書店、1991年、95頁。
- (2) 「利」とは、官庁が山林藪沢から徴収したものの総称である。
- (3) 田賦・差役・貢納とは、いずれも役のことである。劉志偉『在国家与社会之間——明清広東地区里甲役制度与鄉村社会』北京、中国人民大学出版社、2010年、8頁。
- (4) 斯波義信編著『中国社会経済史用語解』東方書店、2012年、78頁。
- (5) 斯波前掲『中国社会経済史用語解』78頁。
- (6) 斯波前掲『中国社会経済史用語解』78頁。
- (7) 加藤繁『中国古田制研究』京都法学会、1916年、61-121頁。
- (8) 増淵龍夫『新版中国古代の社会と国家』岩波書店、1996年、319-377頁。
- (9) 中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』北京、中華書局、2007年。以下本書からの銘文の引用は『集成』と略称する。
- (10) 『格物致知：泓樂堂吉金』（香港のオークション会社「嘉德香港国際オークション」による2016春季競売のカタログ）に掲載された第571号出品物。
- (11) 劉雨・張亜初『西周金文官制研究』北京、中華書局、1986年、10頁。

- (12) 孫詒讓『周礼正義』北京、中華書局、1987年、1221-1222頁。
- (13) 徐元誥『国語集解』北京、中華書局、2002年、61-62頁。
- (14) 「孫詒讓按語」孫前掲『周礼正義』1221頁。
- (15) 林耀曾『周礼賦税考』台北、学海出版社、1978年、42頁。
- (16) 孫前掲『周礼正義』1221頁。
- (17) 林前掲『周礼賦税考』106頁。
- (18) 李学勤「論西周鄭の地望」『夏商周年代学札記』瀋陽、遼寧大学出版社、1999年、46頁。
- (19) 「孫詒讓按語」孫前掲『周礼正義』1222頁。
- (20) 松井嘉徳「西周期鄭（奠）の考察」『史林』第69巻第4号、1986年。
- (21) 松井前掲「西周期鄭（奠）の考察」。
- (22) 陳夢家『西周銅器断代』北京、中華書局、2004年、717頁。
- (23) 段玉裁『説文解字注』十三篇下「場」上海、上海古籍出版社、1981年、693頁。
- (24) 竹添進一郎（竹添光鴻）『左氏会箋（上）』「第十二成元」富山房、1991年、4頁。
- (25) 竹添前掲『左氏会箋（上）』「第十二成元」、4頁。
- (26) 浜口重国「賤更与過更」劉俊文主編『日本学者研究中国史論著選訳』第3巻、北京、中華書局、1992年、391頁。浜口は「〔兵役と力役は〕先秦時代までは両者は殆ど同一概念であった。則ち原則上全民丁が一定日数宛、交代をもつて力役にも当れば兵事にも当り、国境守備の義務も全民丁に在るという有様であつたのであるから、兵役・力役不分離時代とも云うべきである」と述べている。
- (27) 孫詒讓は「甸」を10日間と解釈し、鄭玄・孔穎達は「甸」を「均」と解釈する。ここでは、孫詒讓の解釈に依拠する。
- (28) 徐前掲『国語集解』61-62頁。
- (29) 「埽」字について、阮元は次のように校訂した。「閩本明監本毛本同。小字本相台本滌字下有埽也二字。考古本同。案、有者是也、『积文』『正義』皆可沿」。
- (30) 『国語』「周語中」徐前掲『国語集解』61-62頁。
- (31) 『周礼』「地官遺人」について、賈公彦は次のように注釈した。「此經所陳委積、坳会同師役行道所須、故分布於道路、遠処須多、故有積、近処須少、故有飲食及委也」。
- (32) 『周礼』「天官小宰」に「小宰之職……二曰教職、以安邦国、以寧万民、以懷賓客」とある。
- (33) 林前掲『周礼賦税考』43頁。
- (34) 『詩經』「豳風七月」に「嗟我農夫、我稼既同、上入執宮功。晝而於茅、宵而索陶」とある。
- (35) 本文における西周の時期区分は、陳夢家の意見を採用する。武王から穆王までを西周前期とし、穆王より幽王までを西周中後期とする。陳夢家『西周年代考』北京、商務印書館、1994年を参照。
- (36) 『国語』「周語中」徐前掲『国語集解』23-25頁。
- (37) 蔣礼鴻『商君書錐指』「徠民」第十五、北京、中華書局、1986年、86頁。
- (38) 加藤繁「漢代的国家財政和帝室財政的區別及帝室財政一斑」劉前掲『日本学者研究中国史論著選訳』第3巻、309頁。「此の果樹蔬菜類を栽培する所の所謂園に対しては、一般の耕地即ち田とは違つた特殊の税法を施し、其の収入は挙つて少府へ収められたであらう。但しその税法がどんな仕組であつたかは全く分らない。……桓譚の新論には少府所領園地作務之。八十三万万。とある。作務之三字の意味は明でないが、併し此の文の趣意が、園地から八十三万万の租税が挙がり、其れが少府へはいつたことであるのは争はれない。然らば園から果して八十三万万の租税が挙がつたかといふに、此れは明かに過大で、同じ新論に見える一般の租

税の総額に比較して見ても到底事実とは受取られない。顧ふに八十三万万は山川園池市井の租税等少府の収入の総額であるが、山川市井等を省略して単に園池と云つたのであらう」とある。

- (39) 松井前掲「西周期鄭（奠）の考察」。
- (40) 『説文解字』四下「刀」部。
- (41) 孫前掲『周礼正義』「旅師」1164-1166頁。
- (42) 人類学の事例から見ても、原始時代にこのような決まりも多々あった。
- (43) 馬端臨『文獻通考』卷十九征榷考六「雜征斂（山沢津渡）」。
- (44) この調整は成周の経営と結び付けて行われたようであるが、当面議論を展開できるほどの史料がない。
- (45) 増淵前掲『新版 中国古代の社会と国家』第3篇「古代専制主義の成立とその経済的基盤」第1章「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」356頁。
- (46) 殷周秦漢時代史の基本問題編集委員会編『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、2001年、258頁。
- (47) 増淵前掲『中国古代の社会と国家』第3篇「古代専制主義の成立とその経済的基盤」第3章「春秋時代の貴族と農民——『初税畝』についての解釈」380頁。
- (48) 陳奇猷『呂氏春秋新校釈』卷十七、上海、上海古籍出版社、2002年、1039頁。
- (49) 『周礼』「地官載師」の「凡任地、国宅無征、園廩二十而一、近郊十一、遠郊二十而三、甸稍県都皆無過十二、唯其漆林之征二十而五」についての鄭玄の注釋である。
- (50) 馬端臨『文獻通考』卷一「田賦考一」「歴代田賦之制」。
- (51) 「元」は「玄」の避諱である。
- (52) 王鳴盛『蛾術編』卷六十三「説制一」清道光21年世楷堂刻本。

(中山大学歴史学系（珠海）副教授)